

\\ 知っていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。 //

協会けんぽ鹿児島支部からの お知らせ

令和7年
10月号

職場内で
回覧を
お願いします



「事業者健診結果」提供のお願い

定期健康診断、受けて終わっていませんか？ ～健診受診後は、結果提供をお願いします～

<結果提供>

労安法に基づいた定期健診を受診した際は、健診結果を協会けんぽにご提供ください。

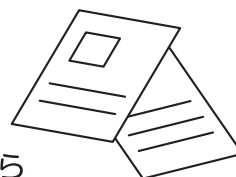
※生活習慣病予防健診を受診されている方は提供不要です。

※事業者健診結果を協会けんぽにご提供いただくことは、法律により定められています。
事業主の皆様が、個人情報の提供について法的な責任を問われることはありません。

<提供方法>

「提供依頼書」を協会けんぽに提出してください。
協会けんぽが健診機関から健診結果を取得します。

※健診機関から健診結果を取得できない場合は、協会けんぽ(もしくは委託業者)から紙媒体の健診結果の提供を依頼する場合がございます。



提供依頼書のダウンロードや制度について詳しくはこちら ▶▶▶



<提供するメリット>

- ◆特定保健指導(健康サポート)が無料で受けられる!
- ◆マイナポータルで健診結果が確認できる!
- ◆事業所の健康経営®の取り組みになる!
※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。
- ◆健診結果の提供が保険料率の引き下げにつながる!



保険料率引き下げの仕組み(インセンティブ制度)について詳しくはこちら ▶▶▶



【お問い合わせ先】 保健グループ ☎099-219-1734 (自動音声案内②番)

医療機関等への受診方法について

～医療機関等の受診方法はマイナ保険証による受診を基本とした仕組みに移行しています。
積極的な**マイナ保険証**の利用をお願いします。～

		令和7年		
		10月	11月	12月
健康保険証		R 7.12.1 まで使用可能。		
マイナ保険証		マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたもの。		
マイナ保険証 + 資格情報の お知らせ		オンライン資格確認システム(※)を導入していない医療機関や健診機関などでは、 マイナ保険証と資格情報のお知らせを併せてご提示ください。 ※健康保険の資格情報等が確認できるシステム		
資格確認書		マイナ保険証をお持ちでない方に発行します。 発行時期によっては有効期限4～5年になります。		



今すぐ活用!マイナ保険証

より良い医療が受けられる

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。
※本人が同意した場合のみ



各種手続きも便利・簡単に

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。
- 高齢受給者証の持参の必要もなくなります。



マイナ保険証についての特設サイトはこちら▶▶▶



全国健康保険協会 鹿児島支部
協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビルディング6階
TEL:099-219-1734(代表) FAX:099-219-1743

メルマガの
登録はコチラ



LINEの
登録はコチラ



～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～



協会けんぽ鹿児島 Q 検索

